

## 災害等補償費用保険特約条項

### (偶然な事由の定義)

**第1条** 約定履行費用保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「偶然な事由」とは、被保険者の従業員等が災害見舞金規定等の対象となる一定の事故にあうことをいい、具体的には以下のものをいいます。

こども110番の家見舞金補償制度実施要綱第6条（見舞金補償制度適用事故）に規定する事故

### (約定の定義)

**第2条** 普通約款第1条（当会社の支払責任）の「約定」とは被保険者が定める災害見舞金規定等（被保険者の従業員等が一定の災害等にあった場合に、従業員等に対し金銭等を給付する旨の約定をいいます。）をいい、具体的には以下のものをいいます。

こども110番の家見舞金補償制度実施要綱

### (用語の定義)

**第3条** この特約条項において、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとします。

用語の定義は、こども110番の家見舞金補償制度実施要綱 第5条（定義）に従うものとする。

### (保険金を支払わない場合)

**第4条** 当社は、普通約款第5条（保険金を支払わない場合）の他、次の各号に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

こども110番の家見舞金補償制度実施要綱第7条（見舞金補償制度の適用除外）に定める事由

### (通知義務)

**第5条** 普通約款第7条（通知義務）の「保険契約申込書の記載事項」とは、次の各号に掲げる事項をいいます。

こども110番の家見舞金補償制度実施要綱に関する事項

**(保険金の請求)**

**第6条** 被保険者がこの特約条項および普通約款の規定に従い、保険金を請求しようとするときは、保険金請求書および保険証券に次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを添えて当社に提出しなければなりません。

こども110番の家見舞金補償制度実施要綱第11条（見舞金の請求）に定める書類

**(保険金の支払額)**

**第7条** 当社が支払う保険金の額は、普通約款第18条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとします。

こども110番の家見舞金補償制度実施要綱第8条（傷害見舞金の支払）の規定による。

**(普通約款の適用)**

**第8条** 普通約款の規定は、この特約条項に反しない限り、これを適用するものとします。